

省エネ設備等導入補助金申請受付・審査等事務局運營業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和 8 年 2 月 19 日

奈良県知事 山下 真

第 1 業務概要

1 委託業務名

省エネ設備等導入補助金申請受付・審査等事務局運營業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日まで

3 委託金額

65,450 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）の範囲内

4 委託業務の履行地

奈良市登大路町 30 他

第 2 参加資格

次に掲げる(1)から(8)のいずれにも該当する者が、この公募型プロポーザルに参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月 27 日奈良県告示 425 号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q7. 諸サービス」に登録している者であること。

- (7) ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマークを取得していること。または、個人情報の保護に関する法律に則った個人情報の取扱い方針（個人情報保護方針、プライバシーポリシーなど）を定めていること。
- (8) 令和2年度以降において、国または地方公共団体からの補助金または給付金等の申請受付・審査・問合せ対応業務の履行実績を有していること。

第3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- 1 上記「第2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- 2 複数の提案書等を提出したとき。
- 3 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- 4 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- 5 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- 6 その他不正な行為があったとき。

第4 手続等

- 1 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、参加申込書等の提出場所及び問い合わせ先
奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係
〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階
TEL：0742-27-8016 FAX：0742-27-5280
E-mail：energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp
- 2 公募型プロポーザル説明書の交付期間、交付方法
令和8年2月19日（木）から令和8年3月18日（水）午後5時までの間に、第4.1の担当部署（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）または第4.1の担当部署のホームページから入手するものとします。
- 3 質問の受付期間
令和8年2月27日（金） 午後5時まで（必着）
- 4 参加申込書の提出期限
令和8年3月6日（金） 午後4時まで（必着）
- 5 提案書の提出期限
令和8年3月18日（水） 午後5時まで（必着）

第5 プロポーザルに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

第6 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- 1 最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所

の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 2 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 3及び4に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合(上記6に該当する場合を除く。)において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

第7 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「第7 契約の不締結」の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記「第7 契約の不締結」の1、3、4及び5中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

第8 予算成立前の業者選定に係る留意事項

公募によって本業務受託者を選定した場合であっても、本業務に係る県の令和7年度2月補正予算が県議会で承認されなかった場合は、契約を締結しないものとし、業者選定も無効とします。なお、令和7年度2月補正予算が成立し、予算の執行が可能となったとき以降に契約を締結するものとします。

第9 その他

詳細は、公募型プロポーザル実施説明書によります。